

**喬木村内発生土置き場(堰下)における環境の調査及び影響検討の結果  
並びに環境保全に対する長野県からの助言と事業者の対応方針**

長野県からの助言	事業者の対応方針
<p><b>1 全般</b> (1) 資材及び機械の運搬に用いる車両（発生土運搬車両を含む。以下「工事用車両」という。）の運行に当たっては、近接する飯田養護学校や自動車学校、地縁団体等との協議を継続的に実施し、協議結果に基づき必要に応じて追加の環境保全措置、交通安全対策等を講じること。</p>	<p>工事用車両の運行に当たっては、「喬木村内発生土置き場（堰下）における環境保全について」（以下「環境保全について」という。）に記載の環境保全措置を確実に実施するとともに、工事説明会等で地元の説明した交通安全対策を講じます。また、近接する飯田養護学校等との協議を継続的に行い、必要に応じて追加の環境保全措置、交通安全対策を検討します。</p>
<p>(2) 非選定とした調査及び影響検討項目のうち動物・植物・生態系について、その理由を専門家等への意見聴取の内容等を含め、より具体的に記載すること。</p>	<p>発生土置き場（堰下）計画地は、主に耕作地として人為的な管理が行われている環境であることを確認しており、自然化は進んでおらず、動物・植物・生態系への影響は小さいという専門家からの意見も踏まえ、非選定としております。</p>
<p><b>2 騒音、振動</b> 発生土置き場計画地に隣接して飯田養護学校が所在しているため、モニタリング及び簡易計測の地点、期間、頻度等の決定に当たっては、学校関係者と十分調整を行うこと。また、必要に応じて追加の環境保全措置を講じること。</p>	<p>これまでも飯田養護学校とは安全の確保や環境の保全に関する協議を行ってきましたが、今後もモニタリング及び簡易計測の地点、期間、頻度等の決定に当たっては、学校関係者と十分調整を行うとともに、必要に応じ追加の環境保全措置を検討します。</p>
<p><b>3 水環境</b> (1) 発生土置き場からの排水について、天竜川の水生生物を保全するため、亜鉛等の水産用水基準に配慮した水質管理を検討すること。また、放流先河川の漁業権を管理する下伊那漁業協同組合、河川管理者等に排水に関する事前説明や水質の状況報告等を行うこと。</p>	<p>工事に伴う放流水については、水質汚濁防止法に基づく上乗せ基準（長野県条例）を遵守するなど水生生物への影響が出来る限り小さくなるよう努めます。 また、放流先河川の漁業権を管理する下伊那漁業協同組合、河川管理者のほか、必要に応じて関係する方々に工事概要や排水基準等についてご説明していきます。</p>
<p>(2) 工事前及び工事中の水質のモニタリングについて、年間を通じた水質の状況を把握できるよう複数回の測定を検討すること。</p>	<p>「環境保全について」に記載のとおり、発生土置き場からの排水のうち、工事により発生する濁水は、必要に応じ発生水量を考慮した仮設沈砂池等を設置し、法令等に基づく排水基準等を踏まえ、濁りを低減させるための処理をしたうえで排水します。そのため、水質のモニタリングについては、環境影響評価書（資料編）及び同書に基づく事後調査計画書にも記載のとおり、年1回の調査が適切であると考えます。</p>
<p><b>4 動物、植物、生態系</b> (1) 長野県環境影響評価技術指針マニュアル（平成28年10月長野県環境部）では、植物、動物及び生態系の調査の考え方として無植生地（人為裸地、人工面等）において実施する事業以外は原則、調査の対象としていることに配慮の上、必要な調査、予測、評価及び環境保全措置を検討すること。</p>	<p>発生土置き場（堰下）計画地は、主に耕作地として人為的な管理が行われている環境であることを確認しており、自然化は進んでおらず、動物・植物・生態系への影響は小さいという専門家からの意見も踏まえ、調査、予測、評価及び環境保全措置は考えておりません。</p>

**喬木村内発生土置き場(堰下)における環境の調査及び影響検討の結果  
並びに環境保全に対する長野県からの助言と事業者の対応方針**

長野県からの助言	事業者の対応方針
(2) 評価書において、重要な種であり、注目種に選定しているトノサマガエルについて、発生土置き場計画地にハビタットが隣接しているため、トノサマガエルの調査、予測、評価及び環境保全措置を検討すること。	発生土置き場(堰下)計画地は、主に耕作地として人為的な管理が行われている環境であることから、調査・予測・評価及び環境保全措置は考えておりません。
(3) 重要な種であるミヤマシジミの生息情報があるため、植生を含めた調査、予測、評価及び環境保全措置を検討すること。	環境影響評価における当該種の調査において、天竜川の両岸にて生息地を確認しておりますが、発生土置き場(堰下)計画地からはいずれも距離があることや、当該計画地は主に耕作地として人為的な管理が行われている環境でありミヤマシジミの幼虫の食草の生育にも適さないことから、与える影響は小さいと考えられるため、調査・予測・評価及び環境保全措置は考えておりません。
(4) 評価書において、注目種として選定したホンドイタチ、ヒゲナガカワトビゲラ及びウグイのハビタットが発生土置き場計画地に近接しているため、生態系として調査、予測、評価及び環境保全措置を検討すること。	ホンドイタチは、ハビタットが天竜川の河川敷及び耕作地に広く分布しており、発生土置き場(堰下)計画地の改変が与える影響は小さいと考えられます。 また、ヒゲナガカワトビゲラ及びウグイのハビタットが流水性の水環境であり、発生土置き場(堰下)計画地の改変範囲は生息に適した環境ではありません。また、工事に伴う放流水については、水質汚濁防止法に基づく上乘せ基準(長野県条例)を遵守するなど当該種への影響が出来る限り小さくなるよう努めます。
(5) 発生土置き場の造成中に、外来種の定着しやすい状況が一時的に生じるため、外来種の拡大抑制のために必要な環境保全措置を講じること。	発生土を運搬する際は、搬出元にタイヤ洗浄機を設置すること等を検討します。また、外来種の拡大抑制のため、工事従事者への講習・指導を行うとともに、使用する資料等については必要に応じ、専門家等の助言も踏まえて検討します。
<b>5 その他</b> ガイドウェイ製作・保管ヤードの建設及び供用が周辺環境に及ぼす影響について、計画が具体化した段階で調査及び影響検討を行い、必要な環境保全措置を検討すること。また、それらの結果を公表するとともに、県に報告し、必要な助言を求めること。	工事の実施により、影響が大きいと考えられる盛土工及びその準備工を対象に調査及び影響検討を行い、必要な環境保全措置を検討しました。 ガイドウェイの製作・保管については、発生土により造成された敷地上で単にコンクリート製品を製作・保管するのが主であり、環境に与える影響は小さいと考えていますが、仮囲いの設置、施工現場の清掃など、周辺環境には十分に配慮してまいります。